地方消費税率引上げ分の地方消費税交付金充当事業(令和4年度)

消費税率の引上げにより、本町の地方消費税交付金は増収となっておりますが、その増収分は社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てなければなりません。 令和4年度においては、以下の事業に充当しています。

(歳入)

· 地方消費税交付金(社会保障財源化分)

67,975千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

695,470千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

【江云水岸は座員との旧江云水岸旭水に安する座員】 (平位・111)				
事業名	事業費	財源内訳		一般財源の
		特定財源	一般財源	うち交付金
国民健康保険事業	57, 310	30, 042	27, 268	67, 975
介護保険事業	172, 753	17, 193	155, 560	
後期高齢者医療保険事業	53, 183	40, 669	12, 514	
障害者相談支援事業	6, 312	0	6, 312	
重度心身障害児(者)医療事業	17, 976	11, 390	6, 586	
障害者自立支援事業	139, 570	105, 225	34, 345	
中山間地域介護サービス事業	5, 725	3, 750	1, 975	
訪問入浴介護事業	3, 853	0	3, 853	
私立保育所運営事業	208, 290	159, 349	48, 941	
予防接種事業	12, 163	1, 313	10, 850	
総合健診事業	13, 317	795	12, 522	
母子保健事業	5, 018	1, 469	3, 549	
合 計	695, 470	371, 195	324, 275	67, 975